

# (仮称)草津市文化振興計画

## 策定にかかる方針について

### 1. 目的

---

本市では、草津市美術展覧会やくさつ市民アート・フェスタ等の文化事業を開催することにより、市民の創作活動を奨励するとともに、文化に親しんでいただくことで、文化意識の高まりを醸成してきた。また、草津アミカホールや草津クリアホール等を文化活動の拠点とし、多様な表現の機会や交流の機会、優れた文化の鑑賞機会等の提供と充実に努め、これまで培われてきた歴史や文化を市民共有の財産として大切に引き継ぎながら、市民との協働で豊かな文化を育んできた。

一方で、国においては、平成 27 年に閣議決定した「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次）」で、目指すべき文化芸術立国の姿を示すとともに、地方創生の推進などを背景に、社会を挙げての文化芸術振興の必要性を訴えている。

こうしたことから、本市においても、文化振興の理念や施策を具体的に明文化し、市民と共有することで、より一層の文化振興を図るため、草津市文化振興審議会の答申を受け、文化振興の基本理念や各主体の役割を定めた草津市文化振興条例を 7 月 1 日に施行した。

同条例第 6 条第 1 項では、文化振興計画の策定について定めており、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが文化に親しめる環境を整え、さらには、文化の力によって都市の魅力を高めることを目的として、計画の策定を行うものである。

### 2. 計画期間

---

平成 30 年度から平成 34 年度（5 年間）

### 3. 計画の内容（案）

---

- 第 1 章 はじめに
- 第 2 章 本市文化振興の現状
- 第 3 章 本市文化振興の課題
- 第 4 章 基本方向／目標／重点プロジェクト
- 第 5 章 基本施策・事業
- 第 6 章 推進に向けて

#### 4. 策定の体制

---

▼草津市文化振興審議会（定員 15 名）

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| （1）学識経験者          | 3 名 |
| （2）関係する団体から選出された者 | 9 名 |
| （3）公募市民           | 3 名 |
- 詳細別紙のとおり

▼関係課会議

必要に応じ、関係課会議を実施し、協議・調整を行う。

#### 5. スケジュール

---

別紙のとおり